

### Ⅲ 令和8年度青森県農業機械利用技能者育成研修実施要領

#### 1 目 的

農業機械の適正な導入及び効率的かつ安全な利用を推進するため、農業機械利用技能者の育成と一層の資質向上を図る。

#### 2 研修の種類及び内容

##### (1) 農作業安全研修

農業機械の取扱操作と農作業安全に関する知識・技能を習得させるとともに、大型特殊自動車運転免許（以下「大型特殊免許」という。）又はけん引免許（いずれも農耕作業用自動車限定）の取得を目的として行う研修である。

なお、コース及び対象者は以下のとおりとする。

##### ア 一般農業者コース

一般の農業者及び農業関係者

##### イ 新規就農者コース

新規就農者（就農から概ね5年以内）及び社会人の就農希望者（受講後、2年以内に就農を予定）

研 修 内 容（各コース共通）				合計
学 科	時間	実 技	時間	時間
○農業機械の構造・機能と取扱い ○農業機械の作業安全 ○トラクター・けん引運転の安全 教則	3	○農業機械の運転操作と取扱作業 ○道路交通法に則った基本走行 ○トラクター・けん引の安全運転 操作法	27	30

※ 免許取得には、青森県運転免許センター（青森市）で技能試験を受験し、合格する必要がある。

##### (2) 農業機械整備研修

農業機械の性能や安全性を確保し、農業機械費を削減するため、農業機械の整備及び管理方法についての知識・技能を習得させることを目的として行う研修である。

研 修 内 容				合計
学 科	時間	実 技	時間	時間
○農業機械の構造・機能と取扱い ○工具類の種類と取扱い ○農業機械の点検整備と故障診断 ○農業機械の作業安全	2	○工具類の種類と正しい取扱方法 ○日常点検・格納前点検法 ○農業機械の故障診断と修理法 ○農業機械の作業安全	2	4

### (3) 特別研修

農業機械化の推進上、特定の農業機械利用技能者を育成する必要性が生じた場合、特定の農業機械の構造及び利用に関する基礎的な知識・技能を習得させることを目的として行う研修である。

実施時期、場所、内容については、市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、決定する。

### 3 研修の開催時期・定員等

研修の種類 (コース)	回数 (回)	日数 (日)	研修期間	定員 (人)	対象者	備 考
農作業安全 (一般農業者)	5	5	令和8年7月27日 ～7月30日	9	一般の農業者及び農業関係者	大型特殊免許又はけん引免許(いずれも農耕作業用自動車限定)の取得に向けた研修
		5	令和8年8月3日 ～8月6日	9		
		5	令和8年8月31日 ～9月3日	9		
		5	令和8年9月7日 ～9月10日	9		
		5	令和8年9月14日 ～9月17日	9		
農作業安全 (新規就農者)	3	5	令和8年10月5日 ～10月8日	9	新規就農者(就農から概ね5年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、2年以内に就農を予定)	
		5	令和8年10月19日 ～10月22日	9		
		5	令和8年11月9日 ～11月12日	9		
農業機械整備	1	1	令和8年11月5日	20	農業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
特別研修	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。					

※ 農作業安全研修について

- ① 大型特殊免許及びけん引免許の同一研修期間での重複受講はできないが、当該年度の研修で大型特殊免許取得後、定員に満たない研修期間がある場合は、けん引免許の受講ができる。
- ② 大型特殊免許及びけん引免許の取得には、青森県運転免許センター（青森市）における技能試験の合格を要する。
- ③ 大型特殊免許受講者は3日間の研修で、4日目が青森県運転免許センターでの試験日となり、けん引免許受講者は4日間の研修で、5日目が試験日となる。
- ④ 青森県運転免許センターの試験日は、免種や受験者数により、研修期間の翌週となる場合がある。

#### 4 研修受講資格

- (1) 県内に居住する農業者、農業後継者、農業法人等への就業者及び農業関係者で、市町村長又は農業関係団体等の長の推薦を受けた者とする。
- (2) 農作業安全研修
  - ア 大型特殊免許受講者  
大型特殊第一種免許の受験資格（18歳以上）があり、さらに学科試験が免除となる普通自動車免許等を取得している者
  - イ けん引免許受講者  
大型特殊免許を取得している者

#### 5 受講手続き及び受講通知

- (1) 受講手続き
  - ア 受講願の提出  
受講希望者は、農業機械利用技能者育成研修受講願（一般農業者コースにあつては第1-1号様式、新規就農者コースにあつては第1-2号様式）に運転免許証の写し（運転免許証の住所が青森県内となっていること）を添えて、市町村長又は農業関係団体等の長に提出するものとする。
  - イ 推薦書の提出  
市町村長又は農業関係団体等の長は、提出書類を審査し受講が適当であると認められる者について、営農大学校長（以下「校長」という。）に**推薦書（第2号様式）**を提出するものとする。  
なお、「令和8年度あおもり農力向上シャトル研修」受講者が校長の了承を得て各研修を受講する場合は、推薦書を要しない。

## (2) 受講者の選定及び決定通知

校長は、受講が適当と認められる場合、市町村長又は農業関係団体等の長及び受講者に通知するものとする。

なお、受講希望者が定員を上回った場合は、校長は受講者を選定の上、市町村長又は農業関係団体等の長及び受講者に通知するものとする。

	推薦書受付期間	受講者決定通知
募集期間	令和8年4月20日～5月15日	令和8年6月12日までに通知

※ 募集期間終了後に定員に達しない研修は、定員に達するまで推薦書を受け付ける。

※ 定員に達した時点で速やかに当校HP等で公表する。

※ キャンセル等による欠員が生じた場合の追加募集は行わない。

## 6 受講に当たっての注意事項

(1) 研修期間中は指導職員の指示に従うものとする。

(2) 事故等に対する責任は原則として受講者本人が負うものとする。

(3) 運転・作業等に適した服装とし、指導職員の指示に従わないときは、研修を中止させることがある。

(4) 研修期間中に故意若しくは重大な過失により研修機械、施設、設備等に損害を与えたときは、現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(5) 「農作業安全研修」における大型特殊免許又はけん引免許取得（農耕作業用自動車限定）については、青森県運転免許センター（青森市）において技能試験を受験し合格する必要がある。なお、本研修の受講のみでは必ずしも技能試験に合格するとは限らないことから、早期に運転免許取得を考えている場合は、自動車教習所での受講等を検討すること。

(6) 運転免許受験に際して、受験者は各自試験会場に行くものとする。

(7) 運転免許受験においては、適性試験に合格しなければ受験できない。特に、けん引免許の視力基準は大型特殊免許より厳しい（両眼で0.8以上、かつ一眼がそれぞれ0.5以上、さらに深視力検査あり）ので、必要な場合は事前に眼鏡等により矯正しておくこと。

(8) 研修期間中の昼食は、各自準備すること。

## 7 所要経費と携行品

### (1) 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

ア 「農作業安全研修」の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当分として、受講料3,000円を事前に納入しなければならない。なお、受講料納入後に本人の都合により受講をキャンセルした場合は、受講料は返金しないものとする。

なお、農作業安全研修の新規就農者コースは、受講料を免除する。

#### (ア) 納入方法

受講決定通知時に同封した納入通知書を青森県指定金融機関（青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、青森県信用組合、農業協同組合等）に持参し、納入する。

#### (イ) 納入期限

納入通知書に記載された納入期限までに納入する。

イ 大型特殊免許又はけん引免許の受験者は、運転免許技能試験受験料（4,550円）及び合格した場合の交付手数料（マイナ免許証：1,550円、従来の運転免許証：2,350円、両方：2,450円のいずれかを選択）を、青森県運転免許センターに納付しなければならない。

### (2) 携行品

筆記用具、作業着、雨合羽・長靴、運転免許証、ヘルメット、顔写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景で、大きさは縦3.0cm、横2.4cm）2枚。

ただし、農業機械整備研修は写真不要。

# 農業機械利用技能者育成研修受講願（一般農業者コース）

令和 年 月 日

市町村長・農業関係団体等の長 殿

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

昭和  
生年月日 平成 年 月 日 男・女

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の農業機械利用技能者育成研修を受講したいので、受講願を提出します。

## 1 受講を希望する研修

研修期間	7月27日 ～7月30日	8月3日 ～8月6日	8月31日 ～9月3日	9月7日 ～9月10日	9月14日 ～9月17日
希望回次					

- ※ ①農作業安全研修 受講希望免種：大特・けん引
- ※ 受講を希望する免種に○印を付ける（両方を希望する場合は両方に○を付けても良い）。
- ※ 受講を希望する回次の順番を番号で記入する。
- ※ 受講できない回次は空欄とする。

②農業機械整備研修（11月5日（木））：受講 する・しない  
※ いずれかを○で囲む。

## 2 トラクターの運転経験等

トラクター運転の経験	有（ 年）、 無
認定農業者の有無 （番号に○を記入）	1 本人・家族が認定を受けている 2 認定を受けていない
<input type="checkbox"/> ← 農家（法人）雇用者等は、チェックしてください	

- ※ トラクター運転の経験、認定農業者の有無を記入する。
- ※ 運転免許証の写しを添付する。

研修期間中は、安全に配慮した服装・行動を行い、指導職員の指示に従うこととし、事故等に対する責任は受講者本人が負うものとする。

# 農業機械利用技能者育成研修受講願（新規就農者コース）

令和 年 月 日

市町村長・農業関係団体等の長 殿

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

昭和  
生年月日 平成 年 月 日 男・女

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の農業機械利用技能者育成研修を受講したいので、受講願を提出します。

## 1 受講を希望する研修

研修期間	10月5日 ～10月8日	10月19日 ～10月22日	11月9日 ～11月12日
希望回次			

- ※ ①農作業安全研修 受講希望免種：大特・けん引
- ※ 受講を希望する免種に○印を付ける（両方を希望する場合は両方に○を付けても良い）。
- ※ 受講を希望する回次の順番を番号で記入する。
- ※ 受講できない回次は空欄とする。

②農業機械整備研修（11月5日（木））：受講 する・しない  
※ いずれかを○で囲む。

## 2 トラクターの運転経験等

トラクター運転の経験	有（ 年）、 無
<input type="checkbox"/> ← 農家（法人）雇用者等は、チェックしてください	

- ※ トラクター運転の経験の有無を記入する。
- ※ 運転免許証の写しを添付する。

## 3 就農状況等

(1) 就農状況 ※「ア」又は「イ」のいずれかを○で囲む。

ア 新規就農者（就農から概ね5年以内） → (2) へ

イ 社会人の就農希望者（受講後、2年以内に就農を予定） → (3) へ

(2) 新規就農者（就農から概ね5年以内）

ア 就農開始年月 \_\_\_\_\_年 月

イ 新規就農者育成総合対策「経営開始資金」の活用

※「(ア)」又は「(イ)」のいずれかを○で囲む。

(ア) あり →活用開始年月（予定を含む） \_\_\_\_\_年 月

(イ) なし

(3) 社会人の就農希望者（受講後、2年以内に就農を予定）

ア 勤務先名 : \_\_\_\_\_

イ 就農開始予定年月 \_\_\_\_\_年 月

ウ 新規就農者育成総合対策「就農準備資金」の活用

※「(ア)」又は「(イ)」のいずれかを○で囲む。

(ア) あり →活用開始年月（予定を含む） \_\_\_\_\_年 月

(イ) なし

研修期間中は、安全に配慮した服装・行動を行い、指導職員の指示に従うこととし、事故等に対する責任は受講者本人が負うものとする。

令和 年 月 日

青森県営農大学校長 殿

推薦者（市町村長又は農業関係団体等の長）

農業機械利用技能者育成研修受講者の推薦について

この度、別紙のとおり農業機械利用技能者育成研修受講願が提出され、受講が適当であると認められるので推薦します。

※ 受講希望者の受講願（一般農業者コースにあつては第1-1号様式、新規就農者コースにあつては第1-2号様式）及び運転免許証の写し（裏書きがある場合は裏面も）を添付してください。

※ 担当者の連絡先  
（担当者名、課名、電話番号等）



## V 青森県営農大学校の施設案内

### 1 所在地

- (1) 名称 青森県営農大学校
- (2) 郵便番号 039-2598
- (3) 住所 青森県上北郡七戸町字大沢48-8
- (4) 電話 0176-62-3111
- (5) FAX 0176-62-3986
- (6) HP <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/einodai/>
- (7) Facebook <https://www.facebook.com/einoudai/>

### 2 研修会場

- (1) 農業機械利用技能者育成研修  
青森県営農大学校 機械現場教室（略図①）
- (2) あおもり農力向上シャトル研修  
青森県営農大学校 管理研修棟（略図②）ほか

### 3 略 図

